

離職された方の 国民年金の手続き

加入手続きは?
町民課 内線216

離職(失業)による
保険料免除をご存知ですか?

国民年金保険料には、保険料

免除制度があります。申請して

承認されることによって、全額

または一部(4分の1納付、半額納付、4分の3納付)の保険

料が免除されます。免除の承認

は、被保険者・配偶者及び世帯

主の前年の所得を基準に決定さ

れることとなっていますが、失

業等により現在収入がない場合

は、特例により認められる場合

がありますので、年金手帳、印

鑑及び失業していることが確認

できる雇用保険受給資格者証等

をご持参のうえ、鬼北町役場町

民課で免除申請をしてください。

なお、保険料が免除された期

間は、将来年金額を計算する際

に一定の割合で、算入されるこ

ととなります。

※第3号被保険者についても次

のいずれかに該当する場合は、

第1号被保険者となりますので、

前記と同様の手続きが必要とな

ります。

○第2号被保険者が会社を離職

したとき、又は65歳になつた

とき。

○収入が130万円以上となる

など、第2号被保険者の被扶養者に該当しなくなつたとき。

その点検、本当に必要?

産業課 内線263

点検商法の手口と被害

然訪問し、「住宅の床下点検、

今だけ無料。」などと点検した

後に「このままでは危ない」と

不安をおり、商品やサービス

の契約をさせる商法です。

点検商法では、床下換気扇や

浄水器、シロアリ駆除などさま

ざまな商品の購入を勧めます。

特に高齢者は業者に勧められる

ままに契約し、結果的に契約金

額が高額になることもあります。

が必要です。

そこで、平成21年12月に施行

された改正特定商取引法では、

訪問販売での過量販売に関する

ことは、契約後1年間は契約を解除

することができます。

そこで、平成21年12月に施行

された改正特定商取引法では、

訪問販売での過量販売に関する

ことは、契約後1年間は契約を解除

することができます。

・高齢者に対する量を著しく超える商

品等の購入契約をしていない

か、家族や周りの方で確認しましよう。

過量販売の解除について

これまでには、点検商法などで

大量に商品を買わされたことだ

けを理由として、契約を解除す

ることはできませんでした。し

かし、不当な勧誘による過量販

売の被害は問題とされていたと

ころです。

そこで、平成21年12月に施行

された改正特定商取引法では、

訪問販売での過量販売に関する

ことは、契約後1年間は契約を解除

することができます。

そこで、平成21年12月に施行

された改正特定商取引法では、

訪問販売での過量販売に関する

ことは、契約後1年間は契約を解除